附則第十一条の二第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「附則第十一条の四第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。

附則第十一条の四第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「、土地の取得」を「、土地」に、「以下第七十三条の二十七まで」を「以下この条及び第七十三条の二十七」に、「という。）の取得」を「という。）」に、「中「第七十三条の二十四第一項第一号又は」を「中「第七十三条の二十四第一項第一号若しくは」に改め、同条第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

4　道府県は、宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この項及び次項において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から十年以上を経過した住宅（第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で政令で定めるものを行つた後、当該改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で政令で定めるもの（以下この項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

5　第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「、土地」とあるのは「、附則第十一条の四第四項に規定する宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅（以下この条及び第七十三条の二十七において「改修工事対象住宅」という。）」と、「土地の取得者」とあるのは「宅地建物取引業者」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「当該土地に」とあるのは「当該改修工事対象住宅に」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号若しくは第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第四項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第四項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

附則第十一条の五第一項及び第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の二第二項中「第七条の規定による登録」を「第七条第一項に規定する新規登録」に、「第五十九条の規定による検査（）を「第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「附則第十二条の二の五第七項」を「附則第十二条の二の五」に改め、同項第四号中「。次条」の下に「及び附則第十二条の二の五」を加え、同号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号イ(1)中「及び次条」を「、次条及び附則第十二条の二の五」に改め、同号イ(3)中「エネルギー消費効率（以下この条及び次条」を「エネルギー消費効率（以下この項、次条及び附則第十二条の二の五」に、「平成二十七年度以降」を「平成三十二年度以降」に、「もの（以下この条及び次条」を「もの（次条及び附則第十二条の二の五」に、「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ロ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項、次条及び附則第十二条の二の五において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第二項第五号ロ(3)及びハ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第三項を削る。

附則第十二条の二の三第二項中「附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」を「附則第十二条の二の五第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第二項第二号イ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第三項中「附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」を「附則第十二条の二の五第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。